

日産愛知自動車大学校学則

学校法人 日産学園

専門
学校 日産愛知自動車大学校

目 次

	頁
第1章 総 則	1
第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日	1
第3章 教育課程、授業日時数及び教職員組織	2
第4章 入学、休学、復学、退学、除籍、卒業及び賞罰	2
第5章 入学金、授業料等	5
第6章 雑 則	6
附 則	6

専門学校 日産愛知自動車大学校学則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この専修学校は、専門学校 日産愛知自動車大学校(以下「本校」)という。

(位置)

第2条 本校は、愛知県名古屋市中区港栄1丁目7番12号に置く。

(目的)

第3条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、自動車整備に関する専門的技術および理論を教育し、整備技術の進歩発展を通じて、社会に貢献できる人間性豊かな整備技術者の養成を行うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜 区分	修業 年限	入学定員	総定員	備考(総定員)
工業専門 課程	自動車整備科	昼	2年	50	100	令和8年度 150人 令和9年度 100人
	一級自動車工学科	昼	4年	30	120	令和8年度 135人 令和9年度 130人 令和10年度 125人 令和11年度 120人
	自動車整備・トータルマスター科	昼	4年	5	20	令和8年度 20人 令和9年度 20人 令和10年度 20人 令和11年度 20人
	自動車整備・カーボディマスター科	昼	3年	20	60	令和8年度 70人 令和9年度 65人 令和10年度 60人
	自動車整備・マスターメカニック科	昼	3年	15	45	令和8年度 45人 令和9年度 45人 令和10年度 45人
	国際オートメカニック科	昼	3年	40	120	令和8年度 40人 令和9年度 80人 令和10年度 120人

2. 国際オートメカニック科は、1年次、2年次と3年次に二級自動車整備士養成課程の既定科目を修業するものとする。その他の学科は、1年次と2年次に二級自動車整備士養成課程の既定科目を修業し、3年次または3年次と4年次に各課程の専門規定科目を修業するものとする。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2. 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 夏季 7月27日から8月21日まで
- (4) 冬季 12月22日から1月8日まで
- (5) 春季 3月16日から4月7日まで
- (6) 土曜日

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第7条 教育課程及び授業時数は、別表1(自動車整備科)、別表2(一級自動車工学科)、別表3(自動車整備・トータルマスター科)、別表4(自動車整備・カーボディマスター科)、別表5(自動車整備・マスターメカニック科)、別表6(国際オートメカニック科)のとおりとする。

(始業・終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。
9時00分から17時20分までとする。

(教職員組織)

第9条 本校は、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 23名以上
- (3) 事務職員 3名以上
- (6) 校医 1名以上

2. 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、復学、退学、除籍、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校または、これと同等以上の学校を卒業した者、若しくはこれに準ずる学力があると認められる者とする。

2. 前項のほか、外国人留学生についての入学資格は、別に定める。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、毎年 4 月 1 日とする。

(入学手続)

第 12 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第 21 条の定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 7 日以内に第 21 条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(在学年限)

第 12 条の 2 在学年限は、各課程の修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学・復学)

第 13 条 休学する場合は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。尚、傷病の場合、医師の診断書を添えること。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けて復学することができる。
3. 休学者の復学は、4 月とする。
4. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。また、休学は年度単位とする。

(退学)

第 14 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 14 条の 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者には除籍することができる。

- (1) 第 13 条第 1 項の届出時に申請した休学期間を経過し、同条 2 項の復学の届出をしなかったとき。
 - (2) 第 12 条の 2 に定める在学期間を経過したとき。
 - (3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。
 - (4) 死亡又は行方不明になったとき。
2. 前項第 3 号及び第 4 号(死亡を除く。)の規定による除籍は、別に定める。

(編入学)

第 15 条 一級自動車工学科、自動車整備・カーボディマスター科、自動車整備・マスターメカニックス科、自動車整備・トータルマスター科へ編入学を希望する者は、第 10 条の規定に加え次の編入学条件を満たしている場合、3 年次への編入学を認めることがある。

- (1) 一級自動車工学科については、二級ガソリン自動車整備士資格及び二級ジーゼル自動車整備士資格の両方を有する者、または自動車整備士技能検定規則第 5 条第 3 項に規定する全部免除者(二級ガソリン、二級ジーゼルの両方)となる者で、3 年次における養成を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けられる見込みのある者。自動車整備・カーボディマスター科、自動車整備・マスターメカニックス科、自動車整備・トータルマスター科については、二級ガソリン自動車整備士資格もしくは、二級ジーゼル自動車整備士資格を有する者、ならびに自動車整備士技能検定規則第 5 条第 3 項に規定する全部免除者(二級ガソリン、二級ジーゼルの片方)となる者で、3 年次における養成を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けられる見込みがある者。若しくは国土交通省の指定する一種養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者。

(出席停止)

- 第 15 条の 2 学生が心身の健康を損ね、本人あるいは周囲の安全確保や教育活動に障害がある場合、その他必要がある場合は出席停止を命じることがある。
2. 前項の出席停止に関する規定は、別に定める。

(転科)

- 第 16 条 各課程で転科を希望する者は、別課程への転科を認めることがある。

(進級・卒業の認定)

- 第 17 条 進級又は卒業の認定は、所定の学科試験及び、実技試験の成績ならびに、素行状況を総合して行う。
2. 一級自動車工学科、自動車整備・トータルマスター科、自動車整備・カーボディマスター科、自動車整備・マスターメカニック科の 2 年次終了時に修了認定を行い、また自動車整備・トータルマスター科の 3 年次終了時にも修了認定を行う。
認定者には別紙第 1 号様式の「修了証書」を発行する。
3. 2 年次で修了認定された者は、3 年次に仮進級できる。また 3 年次で修了認定された者は、4 年次に進級できる。
4. 仮進級した者のうち一級自動車工学科においては、国家二級ガソリン自動車整備士及び国家二級ジーゼル整備士の登録試験に合格した者は本進級を許可する。この場合に、3 年次の授業を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。またその他の課程においては、2 年次で修了認定された者は本進級を許可する。

(証書の授与)

- 第 18 条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、「自動車整備科」は別紙第 2 号様式、「一級自動車工学科」は別紙第 3 号様式、「自動車整備・トータルマスター科」は別紙第 4 号様式、「自動車整備・カーボディマスター科」は別紙第 5 号様式、「自動車整備・マスターメカニック科」は別紙第 6 号様式、「国際オートメカニック科」は別紙第 7 号様式の卒業証書を授与しなければならない。あわせて「自動車整備科」、「自動車整備・カーボディマスター科」、「自動車整備・マスターメカニック科」においては、卒業とともに専門士（工業専門課程）の称号を付与し、「一級自動車工学科」、「自動車整備・トータルマスター科」においては卒業とともに高度専門士（工業専門課程）の称号を付与する。
- また、必要に応じて、卒業証明書を交付することができる。

(褒賞)

- 第 19 条 成績優秀、文化活動、スポーツ、社会貢献など他の模範となる者は、これを褒賞することができる。
2. 前項の褒賞に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

- 第 20 条 教育上必要があると認められるときは、懲戒を加えることがある。
2. 懲戒は訓戒、停学及び退学とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には退学を命じることができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
3. 前 1 項の懲戒に関する規定は、別に定める。

第5章 入学金、授業料等

(入学金、授業料等)

第21条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

学科名	学年	入学検定料	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費
自動車整備科	1年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2年	-	-	642,000	180,000	230,000
一級自動車工学科	1年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2年	-	-	642,000	180,000	230,000
	3年	*25,000	*240,000	642,000	270,000	230,000
	4年	-	-	642,000	270,000	230,000
自動車整備・トータルマスター科	1年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2年	-	-	642,000	180,000	230,000
	3年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
	4年	*25,000	*120,000	642,000	270,000	230,000
自動車整備・カーボディマスター科	1年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2年	-	-	642,000	180,000	230,000
	3年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
自動車整備・マスターメカニック科	1年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2年	-	-	642,000	180,000	230,000
	3年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
国際オートメカニック科	1年	25,000	240,000	440,000	180,000	230,000
	2年	-	-	440,000	180,000	230,000
	3年	-	-	440,000	180,000	230,000

*編入学の場合に限る。

2. 休学時には休学費 半期 20,000 円、通期 40,000 円を徴収する。

(授業料等の返還)

第22条 既納の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費は、返還しない。ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、既納の授業料等のうちその一部を返還することができる。

2. 入学許可を得た者で、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学手続の取消しを願い出た場合については、入学金を除く授業料等を返還することがある。

第 6 章 雑 則

(健康診断)

第 23 条 健康診断は、毎年 1 回、別の定めるところにより実施する。

(学生寮)

第 24 条 学生寮に関することは、校長が別に定める。

(雑則)

第 25 条 この学則の実施に関し、必要な細則は校長が定める。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 31 日時点で本校自動車研究科に在籍している学生については、平成 19 年 4 月 1 日以降も本校に在籍するものとし、一級自動車工学科の担当学年に編入する。

附 則

この学則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

2. 第 21 条 1 項の教育充実費については、平成 26 年度以降に入学した一級自動車工学科の 3 年次の学生から適用し、平成 25 年度以前の入学生については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

2. 第 4 条、第 7 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条の国際オートメカニク科に関する入学金、授業料等については、令和 8 年度入学生以降に適用し、それまでは従前の学則による。

第 号

修了証書

氏 名

生 年 月 日

校 印

あなたは本校一級自動車工学科，自動車整備・カーボディマスター科，自動車整備・マスターメカニックス科，自動車整備・トータルマスター科の一、二年次の課程（二級課程），自動車整備・トータルマスター科の三年次の課程を修了したことを証する

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

氏 名

生 年 月 日

校 印

あなたは本校自動車整備科の所定の
課程を修めたので卒業証書を授与し
文部科学大臣告示により専門士(工業
専門課程)と称することを認める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

氏 名

生 年 月 日

校 印

あなたは本校一級自動車工学科の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し
文部科学大臣告示により 高度専門士
(工業専門課程)と称することを認める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

氏 名

生 年 月 日

校 印

あなたは本校自動車整備・トータルマスター科の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示により高度専門士(工業専門課程)と称することを認める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

校 印

氏 名

生 年 月 日

あなたは 本校自動車整備・カーボディ
マスター科の所定の課程を修めたので卒
業証書を授与し文部科学大臣告示により
専門士(工業専門課程)と称することを認
める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒 業 証 書

校 印

氏 名

生 年 月 日

あなたは 本校自動車整備・マスターメ
カニック科の所定の課程を修めたので
卒業証書を授与し文部科学大臣告示に
より専門士(工業専門課程)と称すること
を認める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

氏 名

生 年 月 日

校 印

あなたは本校国際オートメカニク
科の所定の課程を修めたので卒業証書
を授与する

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

別表 1

教 育 課 程 表

工業専門課程（自動車整備科）

区 分		教 育 科 目	教 育 内 容		1 年次	2 年次	授業 時間 合計	
				教科名				
法 定 教 科	学 科 (572)	自動車工学	自動車の構造・性能	エンジン構造	99.2		616.0	
			自動車の力学・数学	シャシ構造	99.2			
			電気・電子理論	電装品構造	83.2			
			材料	基礎自動車工学	17.6			
			燃料・潤滑剤					
			図面					
		自動車整備関連	エンジン又はモータ	エンジン整備		70.4		
			シャシ	シャシ整備		70.4		
			電装	電装品整備		49.6		
			故障原因探求	自動車整備応用		105.6		
			電子制御装置					
		自動車整備に関する法規		自動車法規	20.8			
		自動車検査 (20)		自動車検査		20.8		20.8
		小 計				320.0		316.8
	実 習 (1143)	自動車整備作業	エンジン又はモータ、シャシ、電装 の 点検、分解、組立、調整、検査	エンジン 1	192.0		1099.2	
				シャシ 1	192.0			
				車両 1	192.0			
				エンジン 2		192.0		
				シャシ 2		192.0		
				車両 2A, 車両 2B, 車両 2D		139.2		
		自動車検査作業 (50)		車両 2C		52.8	52.8	
		小 計				576.0	576.0	1152.0
	学科・実習 合計 (1715)				896.0	892.8	1788.8	
一般教養	一般教養	オリエンテーション			19.2		19.2	
		日産資格試験				1.6		
	一般教養 計				19.2	1.6	20.8	
総合計 (一般教養含む)					915.2	894.4	1809.6	

上記の授業時間は、50 分単位（1 時間：50 分）

別表 2

教 育 課 程 表

工業専門課程（一級自動車工学科の1・2年次）

区 分		教 育 科 目	教 育 内 容		1 年次	2 年次	授業 時間 合計	
				教科名				
法 定 教 科	学 科 (572)	自動車工学	自動車の構造・性能	エンジン構造	99.2		616.0	
			自動車の力学・数学	シャシ構造	99.2			
			電気・電子理論	電装品構造	83.2			
			材料	基礎自動車工学	17.6			
			燃料・潤滑剤					
			図面					
		自動車整備関連	エンジン又はモータ	エンジン整備		70.4		
			シャシ	シャシ整備		70.4		
			電装	電装品整備		49.6		
			故障原因探求	自動車整備応用		105.6		
			電子制御装置					
		自動車整備に 関する法規		自動車法規	20.8			
		自動車検査 (20)		自動車検査		20.8		20.8
		小 計				320.0		316.8
	実 習 (1143)	自動車整備作業	エンジン又はモータ、シャシ、電装 の 点検、分解、組立、調整、検査	エンジン 1	192.0		1099.2	
				シャシ 1	192.0			
				車両 1	192.0			
			故障原因探求	エンジン 2		192.0		
			電子制御装置	シャシ 2		192.0		
				車両 2A, 車両 2B, 車両 2D		139.2		
		自動車検査作業 (50)		車両 2C		52.8	52.8	
		小 計				576.0	576.0	1152.0
	学科・実習 合計 (1715)				896.0	892.8	1788.8	
一般教養	一般教養	オリエンテーション			19.2		19.2	
		日産資格試験				1.6		
	一般教養 計				19.2	1.6	20.8	
総合計 (一般教養含む)					915.2	894.4	1809.6	

上記の授業時間は、50 分単位（1 時間：50 分）

別表 2

教 育 課 程 表

工業専門課程（一級自動車工学科の3・4年次）

区 分		教 育 科 目	教 育 内 容	3 年次	4 年次	授業時間合計	
	学 科	自動車工学 (75)	新技術 A 新技術 B 卒業試験	83.2	3.2	86.4	
		自動車整備 (180)	エンジン シャシ 総合診断 環境・安全	254.4	0.0	254.4	
		機器の構造・取扱 (10)	整備機器取扱	27.2	0.0	27.2	
		自動車検査 (5)	自動車検査	20.8	0.0	20.8	
		自動車整備に関する法規 (10)	自動車法規	25.6	0.0	25.6	
		学 科 計		411.2	3.2	414.4	
	法定教科	実 習	工作作業 (5)	工作作業	27.2	0.0	27.2
測定作業 (10)			計測作業	27.2	0.0	27.2	
自動車整備作業 (440)			エンジン シャシ 電装 総合実習 日産技術 新技術 騒音・振動	508.8	0.0	508.8	
自動車検査作業 (10)			自動車検査作業	0.0	20.8	20.8	
実 習 計		563.2	20.8	584.0			
実 務 実 習		体験実習 (200)	インターンシップ インターンシップ° 前実習	0.0	308.8	308.8	
		評価実習 (550)	定期点検 インターンシップ° フォロー 評価実習 1・2 卒業研究 E V 技術講習 日産技術 高度故障探求	0.0	579.2	579.2	
		実務実習 計		0.0	888.0	888.0	
法定教科		ネ	学科	※ ビジネス文書	67.2	60.8	128.0
		サ	実習	※ お客様対応			
	ジ	学科	※ プレゼン講習				
学 科 ・ 実 習 合 計				1041.6	972.8	2014.4	
一般教養				11.2	84.8	96.0	
総 合 計				1052.8	1057.6	2110.4	

上表の授業時間数は、50分単位（1時間：50分）

別表 3

教 育 課 程 表

工業専門課程（自動車整備・トータルマスター科の1・2年次）

区 分		教 育 科 目	教 育 内 容		1 年次	2 年次	授業 時間 合計	
				教科名				
法 定 教 科	学 科 (572)	自動車工学	自動車の構造・性能	エンジン構造	99.2		616.0	
			自動車の力学・数学	シャシ構造	99.2			
			電気・電子理論	電装品構造	83.2			
			材料	基礎自動車工学	17.6			
			燃料・潤滑剤					
			図面					
		自動車整備関連	エンジン又はモータ	エンジン整備		70.4		
			シャシ	シャシ整備		70.4		
			電装	電装品整備		49.6		
			故障原因探求	自動車整備応用		105.6		
			電子制御装置					
		自動車整備に 関する法規		自動車法規	20.8			
		自動車検査 (20)		自動車検査		20.8		20.8
		小 計				320.0		316.8
	実 習 (1143)	自動車整備作業	エンジン又はモータ、シャシ、電装 の 点検、分解、組立、調整、検査 故障原因探求 電子制御装置	エンジン1	192.0		1099.2	
				シャシ1	192.0			
				車両1	192.0			
エンジン2					192.0			
シャシ2					192.0			
車両2A, 車両2B, 車両2D					139.2			
自動車検査作業 (50)			車両2C		52.8	52.8		
小 計				576.0	576.0	1152.0		
学科・実習 合計 (1715)				896.0	892.8	1788.8		
一般教養	一般教養	オリエンテーション			19.2		19.2	
		日産資格試験				1.6		
	一般教養 計				19.2	1.6	20.8	
総合計 (一般教養含む)					915.2	894.4	1809.6	

上記の授業時間は、50 分単位（1 時間：50 分）

別表 3

教 育 課 程 表

工業専門課程（自動車整備・トータルマスター科の3・4年次）

専門・一般 教科区分		自動車整備・トータルマスター科 3年次		
		授 業 科 目		年間授業 時間数
		教育科目	教育内容	
学科	専門	車わく及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	36.8
		車わく及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断	235.2
		小計		272
	一般教養		3.2	
	学 科 合 計			275.2
実習	専門	車わく及び車体の整備 作業	点検、分解、組立、調整、検査、板 金、塗装、損傷診断	723.2
実 習 合 計				723.2
3年次 合 計				998.4

専門・一般		自動車整備・トータルマスター科 4年次		
教科区分		授 業 科 目		年間授業 時間数
		教育科目	教育内容	
学科	専門	エンジン整備概論	エンジン整備、調整	59.2
		シャシ整備概論	シャシ整備、調整	59.2
		レース概論	レース規定、車両研究	30.4
		資格取得	専門講義	60.8
		外部研修	特別講義	24.0
		小計		233.6
	一般教養			9.6
	学 科 合 計			243.2
実習	専門	エンジン応用技術	エンジン分解、組立、調整、検査	320.0
		シャシ応用技術	シャシ分解、組立、調整、検査	296.0
		外部研修	特別実習	134.4
	実 習 合 計			750.4
4年次 合 計				993.6
3・4年次合計				1992

上表の授業時間は、50分単位（1時間：50分）

別表 4

教 育 課 程 表

工業専門課程（自動車整備・カーボディマスター科の1・2年次）

区 分		教 育 科 目	教 育 内 容		1 年次	2 年次	授業 時間 合計
				教科名			
法 定 教 科	学 科 (572)	自動車工学	自動車の構造・性能	エンジン構造	99.2		616.0
			自動車の力学・数学	シャシ構造	99.2		
			電気・電子理論	電装品構造	83.2		
			材料	基礎自動車工学	17.6		
			燃料・潤滑剤				
			図面				
		自動車整備関連	エンジン又はモータ	エンジン整備		70.4	
			シャシ	シャシ整備		70.4	
			電装	電装品整備		49.6	
			故障原因探求	自動車整備応用		105.6	
			電子制御装置				
		自動車整備に 関する法規		自動車法規	20.8		
		自動車検査 (20)		自動車検査		20.8	20.8
		小 計				320.0	316.8
	実 習 (1143)	自動車整備作業	エンジン又はモータ、シャシ、電装 の 点検、分解、組立、調整、検査	エンジン 1	192.0		1099.2
				シャシ 1	192.0		
				車両 1	192.0		
			故障原因探求	エンジン 2		192.0	
			電子制御装置	シャシ 2		192.0	
				車両 2A, 車両 2B, 車両 2D		139.2	
		自動車検査作業 (50)		車両 2C		52.8	52.8
		小 計				576.0	576.0
	学科・実習 合計 (1715)				896.0	892.8	1788.8
一般教養	一般教養	オリエンテーション			19.2		19.2
		日産資格試験				1.6	
	一般教養 計				19.2	1.6	20.8
総合計 (一般教養含む)					915.2	894.4	1809.6

上記の授業時間は、50 分単位（1 時間：50 分）

別表 4

教 育 課 程 表

工業専門課程（自動車整備・カーボディマスター科の3年次）

専 門 ・ 一 般 教科区分		自動車整備・カーボディマスター科 3年次			
		授 業 科 目		年間授業 時間数	
		教育科目	教育内容		
学科	専 門	車わく及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	36.8	
		車わく及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断	235.2	
		小計		272	
	一般教養			3.2	
	学 科 合 計				275.2
実習	専 門	車わく及び車体の整備 作業	点検、分解、組立、調整、検査、板 金、塗装、損傷診断	723.2	
		実 習 合 計			723.2
総 合 計					998.4

上表の授業時間は、50分単位(1時間:50分)

別表 5

教 育 課 程 表

工業専門課程（自動車整備・マスターメカニック科の1・2年次）

区 分		教 育 科 目	教 育 内 容		1 年次	2 年次	授業 時間 合計
				教科名			
法 定 教 科	学 科 (572)	自動車工学	自動車の構造・性能	エンジン構造	99.2		616.0
			自動車の力学・数学	シャシ構造	99.2		
			電気・電子理論	電装品構造	83.2		
			材料	基礎自動車工学	17.6		
			燃料・潤滑剤				
			図面				
		自動車整備関連	エンジン又はモータ	エンジン整備		70.4	
			シャシ	シャシ整備		70.4	
			電装	電装品整備		49.6	
			故障原因探求	自動車整備応用		105.6	
			電子制御装置				
		自動車整備に関する法規		自動車法規	20.8		
	自動車検査 (20)		自動車検査		20.8	20.8	
	小 計				320.0	316.8	636.8
	実 習 (1143)	自動車整備作業	エンジン又はモータ、シャシ、電装 の 点検、分解、組立、調整、検査 故障原因探求 電子制御装置	エンジン 1	192.0		1099.2
				シャシ 1	192.0		
				車両 1	192.0		
				エンジン 2		192.0	
				シャシ 2		192.0	
				車両 2A, 車両 2B, 車両 2D		139.2	
		自動車検査作業 (50)		車両 2C		52.8	52.8
		小 計				576.0	576.0
	学科・実習 合計 (1715)				896.0	892.8	1788.8
一般教養	一般教養	オリエンテーション			19.2		19.2
		日産資格試験				1.6	
	一般教養 計				19.2	1.6	20.8
総合計 (一般教養含む)					915.2	894.4	1809.6

上記の授業時間は、50 分単位（1 時間：50 分）

別表 5

教 育 課 程 表

工業専門課程（自動車整備・マスターメカニック科の3年次）

専門・一般		自動車整備・マスターメカニック科 3年次		
教科区分		授 業 科 目		年間授業
		教育科目	教育内容	時間数
学科	専門	エンジン整備概論	エンジン整備、調整	59.2
		シャシ整備概論	シャシ整備、調整	59.2
		レース概論	レース規定、車両研究	30.4
		資格取得	専門講義	60.8
		外部研修	特別講義	24.0
		小計		233.6
	一般教養			9.6
	学 科 合 計			243.2
実習	専門	エンジン応用技術	エンジン分解、組立、調整、検査	320.0
		シャシ応用技術	シャシ分解、組立、調整、検査	296.0
		外部研修	特別実習	134.4
	実 習 合 計			750.4
総 合 計				993.6

別表 6

教 育 課 程 表

工業専門課程（国際オートメカニク科）

区 分		教 育 科 目	教 育 内 容		1 年次	2 年次	3 年次	授業 時間 合計	
				教科名					
法 定 教 科	学 科 (572)	自動車工学	自動車の構造・性能	エンジン構造	75.2			592.0	
			自動車の力学・数学	シャシ構造	75.2				
			電気・電子理論	電装品構造	83.2				
			材料	自動車基礎	49.6				
			燃料・潤滑剤						
			図面						
		自動車整備関連	エンジン又はモータ	エンジン整備		94.4			
			シャシ	シャシ整備		94.4			
			電装	電装品整備		25.6	25.6		
			故障原因探求	自動車整備応用			68.8		
			電子制御装置						
		自動車整備に関する法規		自動車法規		20.8		20.8	
		自動車検査 (20)		自動車検査			20.8	20.8	
		小 計				283.2	235.2	115.2	633.6
	実 習 (1143)	自動車整備作業	エンジン又はモータ、シャシ、電装 の 点検、分解、組立、調整、検査 故障原因探求 電子制御装置	車両取扱	49.6			1049.6	
				計測ツール取扱	49.6				
				エンジン 1	142.4				
				シャシ 1	142.4				
				車両 1	142.4				
				エンジン 2		192.0			
				シャシ 2		192.0			
				車両2A, 2B, 2D		139.2			
				車両3A			49.6		
		自動車検査作業 (50)		車両2D		52.8		52.8	
		小 計				526.4	576.0	49.6	1152.0
		学科・実習 合計（1715）				809.6	811.2	164.8	1785.6
一般教養	一般教養	オリエンテーション、一般教養 1		120.0			120.0		
		一般教養 2			150.4		150.4		
		一般教養 3				668.8	668.8		
	一般教養 計				120.0	150.4	668.8	939.2	
総合計（一般教養含む）					929.6	961.6	833.6	2724.8	

上記の授業時間は、50 分単位（1 時間：50 分）

日産愛知自動車大学校 細則

(総則)

第 1 条 この細則は、日産愛知自動車大学校学則(以下「学則」という。)の実施に必要な事項を定める。

(学生の遵法義務)

第 2 条 学生は、自動車の整備教育に関し、関係法令及び関係官庁の指示、通達並びに本校学則の定めによるほか、この細則の定めるところによらなければならない。

(修業週及び修業時間)

第 3 条 学則第 5 条に定める学年の基準修業週は 43 週とし、1 週間の修業時間は 40 時間又は 44 時間とする。

(授業時間)

第 4 条 本校の授業時間は内規に定める。
2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、土曜日についても平日と同じ授業時間とすることができる。

(授業履修方法)

第 5 条 学則第 7 条に定める授業の履修方法は、次のとおりとする。
(1) 授業開始にあたって、学生個人別の出・欠席を調査し、これを記録する。
(2) 各教科の履修効果を評価するため、所定の試験を行う。
(3) 必要に応じて、放課後又は休日、若しくは休暇中に補講授業を行うことがある。
〈注〉補講とは、出席率が規定値に満たない場合に行う授業をいう。
(4) 補講授業を受けようとする者は、補講願に、一科目毎の所定の補講料を添えて、提出しなければならない。

(入学試験)

第 6 条 学則第 12 条により実施する入学試験は、一級自動車工学科 4 年課程、自動車整備・カーボディマスター科 3 年課程、自動車整備・マスターメカニック科 3 年課程、自動車整備・トータルマスター科 4 年課程、自動車整備科 2 年課程、国際オートメカニック科 3 年課程の入学選考とする。
2. 学則第 12 条により実施する入学試験の筆記試験科目は、原則として数学とする。
また、筆記試験のほか面接試験を実施する。
3. 前項の科目は、選考方法により一部免除とすることがある。

(入学資格)

第 6 条の 2 入学資格は学則第 10 条第 1 項に定めるもののほか、以下のいずれかに該当する場合に認める。
(1) 高等学校又は中等教育学校(後期課程)を卒業した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに卒業する見込みの者
(2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
(3) 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに合格する見込みの者
(4) 文部科学大臣が外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者

- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程に合格した者を含む）、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに合格する見込みの者で、満 18 歳に達した者
- (8) 衣服等で隠せない刺青（タトゥー、彫り物等含む）があり、他人に不快感を与える可能性がある場合は、入学を認めない場合がある。

(合格者の決定)

第 7 条 入学試験の合格者は、筆記試験、面接試験、健康診断等を総合的に勘案して決定する。

2. 合格、不合格の結果については、文書、および本校のウェブサイトで通知する。実施する。

(合格の取消し)

第 8 条 学則第 12 条に定める入学手続きを、所定の日時までに完了しない場合には、合格を取消すものとする。

(休学、復学、退学、辞退)

第 9 条 学則第 13 条及び第 14 条に定める休学又は退学の届出は、保護者連署の書面により、届け出なければならない。

2. 学則第 13 条に定める休学中の学生が、復学しようとするときは、保護者連署の書面により、願い出なければならない。

3. 一級自動車工学科、自動車整備・トータルマスター科 4 年課程、自動車整備・カーボディマスター科及び自動車整備・マスターメカニック科 3 年課程において、3 年次又は、4 年時への進級を辞退するときは、その学年の就学前に保護者連署の書面により、願い出なければならない。

4. 次の年度・学年で復学をされる場合は、一級自動車整備士（総合）または二級自動車整備士（総合）の授業を受け、前述の試験を受験するにあたって必要な教育内容と時間を満たし、履修をしなければならない。

・ 2 年次においては令和 8 年度（2026 年度）以降

・ 4 年次においては令和 10 年度（2028 年度）以降

また、履修に必要な補習は通常の授業時間外に計画し、必要な補習料を別途納入しなければならない。

必要な補習内容の実施による補習料は 40,000 円とする。

(除籍)

第 9 条の 2 学則第 14 条の 2 の規定に基づき、同条第 1 項第 3 号及び第 4 号(死亡を除く。以下同じ)の規定による除籍について必要な事項を定める。

2. 除籍の日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学則第 14 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する場合にあつては、当該年度の 3 月 31 日

(2) 同項第 4 号に該当する場合にあつては、校長が定める日

3. 除籍の予告通知は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 担当職制は、学生が前項に該当するおそれがあると認められるときは、概ね 1 か月前までに、学生及び学生の保証人に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。

(2) 前号の通知は、配達証明郵便をもって行うものとする。

4. 除籍の決定は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 校長、職制は、前条の通知後速やかに、当該学生の除籍について職制会議に諮り、除籍の決定後、学生及び学生の保証人に対し、除籍の通知をするものとする。
- (2) 前項の通知は、内容証明郵便をもって行うものとする。

(学習評価)

第 10 条 学習評価は次により行う。

- (1) 平常試験 一級自動車工学科 3、4 年次において、平常の履修効果を評価するため、随時実施する。
- (2) 期末試験 各学期の履修効果を評価するため、各教科の終了毎に実施する。
2. 教科の合格点は所定の基準点を満たすものとする。
3. 試験は、学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。ただし、場合によっては、口頭試問若しくは研究調査報告をもって、これに代えることができる。体験学習の学習評価は、教育内容毎のレポートと実習態度により行う。
4. 指示された提出物などが、未提出の場合、試験を受けることができない。

(学習評価の通知)

第 11 条 学習評価結果は、学生並びに保護者に通知する。

(追試験、再試験、判定試験)

第 12 条 学生が傷病、その他やむを得ない事由により、定められた日に試験を受けることができなかった教科については、本人の願い出により追試験を行うことがある。

2. 学生が、やむを得ない事由により試験が合格できなかった教科については、本人の願い出により再試験を行うことがある。
3. 再試験を行っても合格できなかった教科については、本人の願い出により判定試験を行うことがある。
4. 追試験、再試験、判定試験の手続きその他の事項は、次のとおりである。
 - (1) 追・再試験を行う日時、場所及び方法は、学校が指定する。
 - (2) 追・再試験を受けようとする者は、申請用紙にその事由を記入し、所定の試験料を添えて、提出しなければならない。
 - (3) 傷病、その他やむを得ない事由により、試験を欠席する場合は、欠席理由を記入した試験延期願を提出しなければならない。

(進級、卒業の認定)

第 13 条 進級又は卒業の認定は、素行状況並びに所定の学科試験及び実技試験の成績を総合して行う。

また、定められた教育時間数を満たし、授業料等の学生納付金が、完納されていなければならない。

2. 一級自動車工学科 4 年次へ進級するためには、3 年次へ本進級していなければならない。

(出席停止)

第 14 条 学則第 15 条の 2 に定める出席停止について、次に定める。

学生が感染症にかかり、又はかかった疑いのあることが認められたときは、その学生に対して期間を定めて、出席停止を命ずる。

2. 学生の心身が健全でなく本人及び周囲への安全が確保できないことが懸念される場合は、医師からの診断書提出を求め、これより学業を続ける事が困難と校長が判断した場合は出席停止を命ずる。

(卒業時期)

第 15 条 本校の卒業時期は、3 月とする。

(証明書の発行)

第 16 条 卒業証明書、卒業見込証明書、成績証明書、在学証明書等の各証明書については、該当学生に対し発行する。

(欠席、遅刻、公認欠席、忌引等の取扱)

第 17 条 欠席、遅刻、早退、公認欠席、及び忌引の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 傷病、その他やむを得ない事由により、欠席、遅刻又は早退しようとする者は、事前に届出なければならない。
なお、引続き 5 日以上欠席する場合は、医師の診断書又は根拠となる書類を添付するものとする。
- (2) 次の場合は、公認欠席とする。ただし、遠隔地で往復に日数を要する場合は、その日数を加算する。
 - ① 就職試験及び学校の認めた就職活動
 - ② 普通免許 その他の免許は交通事情や就職先により判断する。
 - ③ 伝染病発生による出校停止期間
 - ④ 忌引の場合
 - ⑤ 大学併修制度の単位認定試験の受験（再試験含む）
 - ⑥ その他校長が認めた場合
- (3) 近親者死亡に際しての忌引扱い日数は、次のとおりとする。
父母は 5 日、配偶者の父母は 4 日、祖父母・兄弟姉妹は 3 日、二親等姻族・三親等血族は 1 日
- (4) 女子学生の生理欠席は 2 日/回とする。
- (5) 大学併修制度の単位認定試験の受験（再試験含む）
- (6) その他校長が認めた場合。

(懲戒)

第 18 条 学則第 20 条に定める懲戒は、退学処分によるほか情状により、次の処分を行うことがある。

- (1) 訓戒 当該行為者を戒め教える。
 - (2) 停学 一定の期間、授業、学校行事、クラブ活動への参加を停止する。
2. 次の各号のいずれかに該当するときは、訓戒又は停学に処する。
- (1) 正当な理由が無く、無断欠席をしたとき。
 - (2) 学業に関する諸手続きを怠り、又は不正をしたとき。
 - (3) 学校(または寮)において、みだりに火気又は危険物を粗末に取り扱ったとき。
 - (4) 学校(または寮)の内外において勧誘、販売行為およびこれに類する行為をしたとき、しようとしたとき。
 - (5) 学業に取り組む態度が怠慢、もしくは授業の進行を妨害するなど、指導に従わないとき。
 - (6) 学校の規則（学則・学 NAVI・寮生のしおり）に違反したとき。
 - (7) 学校の信用又は名誉を傷つけ、もしくは傷つけようとしたとき。
 - (8) 学校(または寮)の内外において、喧嘩をしたとき、又は風紀、秩序を乱し、もしくは乱そうとしたとき。
 - (9) 道路交通法に関する重大な違反及び道路運送車両法の違反行為（車両の違法改造など）、本校学生として好ましくない行為があったとき。
 - (10) 未成年者自ら飲酒・喫煙又は未成年者と知りながら飲酒・喫煙を勧めたとき。

- (11) その他前各号に準ずる行為があったとき。
3. 次の各号のいずれかに該当するときは、退学を命ずることがある。
- (1) 故意又は重大な過失により学校の定めた遵守・禁止事項（学則・学 NAVI・寮生のしおり）に違反し、学校・寮に損害又は災害を発生させたとき。
 - (2) 学校(または寮)の内外において、窃盗、暴行、脅迫、いじめ、その他これに類する行為をしたとき。
 - (3) 犯罪等を犯し、学生として不適当と認めたとき。
 - (4) 正当な理由がなく無断欠席が連続 10 日以上に及ぶとき。
 - (5) 前項各号の情状が特に重い者、又は前項及び本項各号の事由により懲戒に処せられたにもかかわらず、なお改悛の情が認められず、再度にわたり、該当する行為を行ったとき。
4. 学生が他人をそそのかし、又は手助けして前各号に掲げる行為をさせたときは、行為者に準じた懲戒に処する。
5. 懲戒は、校長が職員会議を開催し、出席者の意見を参考にして、行うものとする。
6. 懲戒の内容は、(これを学生の指導要録に記入するとともに、) 保護者にもその旨を通知する。なお、必要により校内に掲示し、保証人にも通知することがある。
7. 懲戒処分に伴い、補講授業の必要性が生じた場合は、第 6 条第 4 号の規定を適用する。
8. 学生の本分に関する自覚を促し、不祥事の再発防止のため、懲戒処分事案を公表する。公表に関しては以下の通りとする。
- (1) 事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性に関する情報（所属、年次等）を、個人が識別されない内容のものとするを基本とする。
ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響を勘案して、別途の取扱いをすることがある。
 - (2) 懲戒事由の被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、公表することが適当でないと認められる場合は、公表内容の一部又は全部を公表しない。
 - (3) 公表の時期は、懲戒処分後、速やかに行う。
 - (4) 公表の方法は、原則として、学内掲示板により行う。
 - (5) 学内公示の期間は、原則として、処分期間とする。

(褒賞)

第 19 条 学則第 19 条に定める褒賞には次のものを含める。

- (1) 各種褒賞
学校内外において善行を行い、学校の名誉を高めた者。または、成績及び授業態度が優秀だった者。
- (2) 皆勤賞
ホームルームを含めて、入学から卒業までで皆勤した者。

(学生納付金)

第 20 条 学則第 21 条に定める入学金及び授業料等の納期区分は、次のとおりとする。

前期 4 月～9 月

後期 10 月～翌年 3 月

2. 納期は、該当期の前月 25 日から当月 5 日までとする。
3. 入学金は、前項の定めにかかわらず、指定された期日までに、これを納めなければならない。
4. 1 年次前期分の授業料は、第 2 項の定めにかかわらず、入学金と同時にこれを納めなければならない。
5. 実験実習費、施設設備費は、これを納めなければならない。ただし、実験実習費については、年額を前期と後期に分割することができる。
6. 施設設備費は、前期分授業料と同時にこれを納めなければならない。

7. 退学の場合、既に納入済みの退学時該当期分の授業料等は返還しない。また寮費に関する扱いも同様とする。
8. 学生納付金のほか、必要と認められる費用は、これを納めなければならない。
9. 休学中の者が復学した時は、すでに納入した料金と、値上げ等により学生納付金に差額が生じた場合はこれを納めなければならない。
10. 学生納付金の未納が理由無く 30 日以上及ぶ者に対し、除籍を命ずることがある。

(校友会)

第 21 条

本校教育の目的を達成するため、校友会を設け、会員相互の教育研鑽並びに親睦を図るものとする。

2. 本校に在学する学生は所定の会費を納入することにより、本校卒業と同時に校友会会員となる。

(障がいへの配慮)

第 22 条 「障がい」のある学生への指導、対応においては、当校課程の履修を妨げない範囲において、その多様性を認めた上で実施する。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。